

# 違法な年金担保融資に ご注意ください！！

## 年金受給者の皆様へ

独立行政法人福祉医療機構が実施する  
年金担保貸付制度は、令和4年3月末で  
新規申込受付を終了します。

※年金担保貸付制度は、国民年金及び厚生年金保険に  
基づく年金受給権を担保として融資することが法律で  
唯一認められた制度です。

## 令和4年4月以降に

年金受給権を担保とした  
金銭の借入申込を受けるものは

例外なく全て、違法な年金担保融資となります。

「年金を担保にして、お金を借りることができる」  
等と宣伝して勧誘を行う

「違法な年金担保融資」にくれぐれもご注意  
ください。



### 重要な お知らせ

- 年金担保貸付制度は、平成22年12月の閣議決定により、事業の廃止が決定され、令和2年の年金法改正において、関係法律の改正が行われました。  
また、新規申込受付を終了する令和4年3月末までの間は従来通りの申込が可能です。  
制度の詳細については、「独立行政法人福祉医療機構ホームページ」をご確認ください。
- 生活資金の工面や多重債務にお困りの方は、**まずは自立相談支援機関や多重債務相談窓口**等にお問合せください。

# 生活資金等でお困りの方へ



## 自立相談支援事業等について

### ◆自立相談支援事業

相談いただいた内容に応じて、どのような制度やサービスが必要かを一緒に考え、具体的な問題の解決に向けた計画を作成し、寄り添いながら支援を行います。

また、より具体的に収支状況の改善に向けた**家計改善支援事業**（家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、必要に応じて貸付のあっせん等）の利用をご案内することがあります。

### （お問合せ先）

お住まいの地域の自立相談支援機関等

（最寄りの相談先がご不明の場合には、お住まいの市区町村にご確認ください）

自立相談支援機関 相談窓口一覧：<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>





### ◆生活福祉資金貸付制度

一定の審査要件を満たす方は社会福祉協議会が実施する「**生活福祉資金貸付制度**」を利用することができます。

※貸付を希望される方は、お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

## 多重債務に関する相談について

複数の債務（多重債務）があり、返済にお困りの方は、下記の相談窓口にご相談ください。

名称	TEL・URL等
金融庁	(URL) 金融庁ホームページ 多重債務についての相談窓口 <a href="https://www.fsa.go.jp/soudan/index.html">https://www.fsa.go.jp/soudan/index.html</a> 
消費者ホットライン188	(TEL) 188 ※お住まいの地域の消費生活相談窓口をご案内します ----- (URL) 消費者庁ホームページ <a href="https://www.caa.go.jp/consumers/damage/">https://www.caa.go.jp/consumers/damage/</a> 
法テラス（日本司法支援センター） ※法的トラブル解決のための公的な総合案内所	(TEL) 0570-078374 ※平日：9時～21時 土日：9時～17時 ----- (URL) 法テラスホームページ <a href="https://www.houterasu.or.jp/">https://www.houterasu.or.jp/</a>